

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月7日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	京都府
3. 市区町村名	...
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.pref.kyoto.jp/somucho/bangoseido/mynumber.html">http://www.pref.kyoto.jp/somucho/bangoseido/mynumber.html</a>

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援学校への就学に要する費用の支弁(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)第2条第1項の規定による支弁を除く。)に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	26	
③ 番号法別表第2の項	37	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年京都府条例第7号)別表第1 第5の項 特別支援学校への就学に要する費用の支弁(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)第2条第1項の規定による支弁を除く。)に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和三十九年法律第百四十四号)第一条	特別支援教育就学奨励費に係る事務処理要領 第2
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、教育の機会均等の主旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もってこれらの学校における教育の普及推進を図ることを目的とする。	第2 この事業は、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、その就学に係る保護者等(幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法第16条に規定する保護者、成人に達した生徒については、その者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)の経済的負担を軽減し、もって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		特別支援教育就学奨励費に係る事務処理要領